

# 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を給付します。

## 支援概要

■助成対象者 ※次のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給する、令和4年度分の住民税均等割非課税の世帯。
- ②対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※1）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方
  - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方※1 令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります。

■支援金額

児童 1人につき **6万円**

■支給期間

令和4年6月中旬～令和5年3月31日まで

■お問合せ

鹿追町子育て支援課（認定こども園しかおい内）